

議案第 1 2 0 号

安中市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例について

安中市建築基準法関係手数料条例を次のように改正する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日 提出

安中市長 岩 井 均

安中市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例

安中市建築基準法関係手数料条例（平成１９年安中市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

別表第６中「第１３７条の１２第６項」を「第１３７条の１２第１１項」に、「第１３７条の１２第７項」を「第１３７条の１２第１２項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。